

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

## 金融円滑化に係る取組状況について

株式会社 静岡中央銀行（社長 奥田 一）では、従来より「お客様中心主義」の基本方針のもと、地域金融の円滑化が地域金融機関の最大の使命と認識し、中小企業者のお客様からの資金需要や貸出条件の変更等に関するご相談や、住宅資金をご利用のお客様からのご返済負担の軽減のご相談等に対し真摯に対応してまいりました。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 4 条及び第 5 条に基づく貸付け条件変更等の実施状況（平成 21 年 12 月 4 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）につきまして、以下の通りご報告致します。

### 記

#### 1. 法施行以降(平成 21 年 12 月 4 日以降)平成 24 年 3 月 31 日までの実績

お客さまが中小企業者である場合

単位:件、百万円(金額単位未満は切捨)、( )内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	5,760 (100)	125,593 (100)	5,249 (91.1)	114,103 (90.9)	176 (3.1)	5,624 (4.5)	188 (3.3)	3,656 (2.9)	147 (2.5)	2,209 (1.7)
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権	4,394 (100)	56,154 (100)	3,979 (90.6)	50,924 (90.7)	140 (3.2)	1,790 (3.2)	160 (3.6)	1,982 (3.5)	115 (2.6)	1,457 (2.6)

お客さまが住宅資金借入者である場合

単位:件、百万円(金額単位未満は切捨)、( )内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	294 (100)	5,836 (100)	252 (85.7)	5,248 (89.9)	8 (2.7)	149 (2.6)	18 (6.1)	267 (4.6)	16 (5.4)	169 (2.9)

※件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

## 2. 同法第4条及び第5条に基づく措置の実施状況

平成 21 年 12 月 4 日から平成 24 年 3 月 31 日までの詳細資料については、別表をご覧くださいとともに、各営業店に備え置きしてありますので、お気軽にお声掛け下さい。

別表 1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客さま）

別表 2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客さま）

別表 5. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（住宅資金お借入れのお客さま）

別表 6. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（住宅資金お借入れのお客さま）

以上

【 本件に関するお問い合わせ先 】

融資部 金融円滑化相談窓口（担当：河輪）TEL 055 - 962 - 2921

## 第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔中小企業者のお客さま〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,274	15,059	25,710	38,821	55,082	68,933	83,717	95,286	110,517	125,593
うち、実行に係る貸付債権の額	1,326	12,478	22,375	34,066	48,935	62,741	76,918	88,731	101,549	114,103
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	154	367	973	1,589	2,843	3,236	3,494	注1 3,656
うち、審査中の貸付債権の額	3,855	1,830	2,047	3,072	3,782	3,074	2,035	1,321	3,381	5,624
うち、取下げに係る貸付債権の額	93	749	1,132	1,316	1,392	1,527	1,920	1,997	2,092	2,209
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	379	5,473	8,718	14,277	19,956	27,002	32,830	38,415	44,305	50,924
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	118	304	603	1,216	1,471	1,650	1,830	注2 1,982

注1・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの2,394百万円を含みます。

注2・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの1,566百万円を含みます。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔中小企業者のお客さま〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	174	688	1,193	1,769	2,461	3,156	3,814	4,416	5,073	5,760
うち、実行に係る貸付債権の数	51	545	970	1,525	2,141	2,821	3,453	4,015	4,606	5,249
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	15	33	64	113	143	162	注3 179	注3 188
うち、審査中の貸付債権の数	120	110	154	138	176	129	102	116	151	176
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	33	54	73	80	93	116	123	137	147
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	37	399	712	1,125	1,559	2,083	2,570	3,009	3,474	3,979
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	14	29	54	101	119	136	注4 152	注4 160

注3・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの141件を含みます。

注4・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの130件を含みます。

## 第6 法第5条に基づく措置の実施状況

### (別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔住宅資金お借入のお客さま〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	256	942	1,805	2,362	2,804	3,283	4,204	4,867	5,245	5,836
うち、実行に係る貸付債権の額	32	623	1,456	2,098	2,529	2,981	3,622	4,262	4,788	5,248
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1	1	22	107	107	133	177	230	注5 267
うち、審査中の貸付債権の額	223	313	320	213	132	130	355	303	76	149
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	4	28	28	34	63	93	123	149	169

注5…申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの267百万円を含みます。(全額)

### (別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔住宅資金お借入のお客さま〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	42	92	122	144	171	211	247	265	294
うち、実行に係る貸付債権の数	1	24	66	100	122	145	175	205	230	252
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	3	9	9	11	14	16	注6 18
うち、審査中の貸付債権の数	10	15	21	15	8	10	15	15	4	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	4	4	5	7	10	13	15	16

注6…申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの18件を含みます。(全件)